

久喜市レポート

市民参加推進課 榎本課長 落合副主幹
野川担当主査 宮内主事

< 議会との連絡・調整 >

- ・ 議員が市民 WS に参加し、意見交換
- ・ 全員協議会での説明
- ・ 懇話会の提言書を議会に配布し意見を求めた
- ・ 久喜市自治基本条例(仮称)要綱案についても同様

< 市民と行政との意見相違部分の解決方法 >

- ・ 市の説明責任を果たし、市民と協議することにより合意点を見出した

< 自治基本条例委員会の活動 >

- ・ 市長の諮問に応じ、自治基本条例に関する事項について調査審議する
- ・ 市民活動、市民参加について審議
- ・ その他の案件については個別の審議会で審議する

< 自治基本条例制定後の活動 >

- ・ 市民参加条例と市民活動推進条例の 2 条例を整備し、機構改革により市民参加推進課を設置
- ・ 市民活動推進条例のもとでは、財政支援として市民活動推進基金を設置、公募型補助として初期的補助と発展的補助を創設
- ・ 市民提案型協働事業の創設

< 市民活動について >

・ 市民政策提案制度

市民参加の対象施策について、市民からの自発的な政策提案を随時募集
政策の提案を行うことができる者は、13歳以上の市内に居住し、通勤
し、又は通学する者。また、提案を行うにあたり5人以上の連署が必要

・ 市民参加推進員制度 13歳以上 市政モニターの役割を持つ

現在の登録者56名 月1回委員公募のお知らせやパブリックコメント
の案内などを提供

・ 市民参加コーナーを市内の8施設に設置し、情報提供を行う

・ ホームページに市民活動のページを開設

< 質疑応答 >

- 自治基本条例の施行後に市民参加条例と市民活動推進条例を整備したとの事だが、条例という形にすると職員も動きやすくなると思った。

- 自治基本条例制定の際に、既存の条例や規則の見直しは懇話会としての役割として行ったのか。
既存の例規については特に見直しは行っていない。新たに条例の整備を行ったのみ

- 議会との調整に関して、もう少し詳しく話をしていただきたい。
議員全員に市民 WS 代表者名で市民 WS への参加を求める手紙を出し、各会派から 1 名ずつ(計 8 名位)の参加があった。議員の間にも温度差があった。

- 自治会等への説明は行わなかったのか
ロータリークラブや商工会に向けての出前講座は行ったが、久喜市では、コミュニティのような組織はなく、また、自治会が組織されていない地域もあるため、行ってはいない。出前講座の開催については、素案が固まった段階で行った。シンポジウム等を開催する前にやるのがいいのではないか。

- 提案型公募事業は何故考えたのか。従来の協働事業はどうだったのか。
各担当課がそれぞれの団体と個別に契約している。NPO 法人は別としてボランティア活動団体については把握できていない。

- 公募型補助金制度創設の際に従来の補助金の見直しは行ったのか。
従来の補助金の見直しは特に行ってはいない。新たな制度を設けたのみ。
この補助金は事業費補助で運営費補助は行わない。

- 市の組織変更もあったのか
機構改革にあわせ、市民活動推進課を設置した

熊谷市レポート

企画課 建川課長 持田副課長

< 策定の経緯 >

- ・ 1市2町合併による新市の総合振興計画と自治基本条例を同時に策定
- ・ 総合振興計画は、大人数で時間をかけて策定したが、自治基本条例については、少人数・短期集中型で制定した 検討委員会10名 期間半年
- ・ 「です・ます」調
- ・ 市長マニフェストに掲載

< 議会との連絡・調整 >

- ・ 平成18年1月の全員協議会で策定体制とスケジュールを示し了承を得る
- ・ 条例の事前審査にならないように気をつけながら常に情報提供に努めた
- ・ 条例案策定後のパブリックコメントの際にも議員にお知らせし、パブリックコメントの中で意見を求めた
- ・ 9月議会では、共産党の議員から修正案が出された
 - ・ 「最高規範」と「市民の責任」の文言の訂正を行った

< 市民と行政との意見相違部分の解決方法 >

- ・ 市民委員会での議論を踏まえてたたき台を作成
- ・ 市民の意見を優先させたため、検討委員会としての反発は特になかった

< 市民との協働の取り組みについて >

- ・ 担当課でパートナーシップマニュアルを作成中
- ・ 今後、市民活動推進センターを設置予定

< 質疑応答 >

- 「(仮称)まちづくり基本条例」だったものを「自治基本条例」にした意図は「まちづくり」は建築協定などのハード面の印象が強いため変更した

- 「最高規範」という文言を削除したということだが、あったほうが良いと思うが
条例検討委員会で、言葉を条文にする段階で意見が2つに分かれた。「最大限に尊重し」という言葉に変更した

- パブリックコメントとではどのように意見募集を行ったか
市報に掲載、合併式典参加者への配布、出先窓口への案内の配布など
・パブリックコメントは4人から11件いただいた
・同時期に行った総合振興計画への意見は60件だった

- 策定期間が6ヶ月、市民委員が10名、パブリックコメントが4件とのことですが、市内各団体への説明など市民から意見を機会は設けなかったのですか。
パブリックコメントのほかには市長のタウンミーティングの際に課題とした

- 自治基本条例審議会を設けたということですが、市政に関するチェック機能はないのか
市民に委員会という想定ではありません。総合進行計画策定の際に市民委員会を設けましたように、個々の課題についてそれぞれの審議会が役割を果たします。

- 条文を「です・ます」調にした理由は
市民の皆さんに親しまれるもの、やわらかいものにしたかった

- 見直し規定に期間を設けなかった理由は
議論の中では市長の任期に合わせようかという意見もあったが、時代に移り変わりのスピードが速くなっている中、必要に応じてその都度見直していくのが望ましいこととした

- 議会との議論で一番中心となったものは何か
何のためにつくるのかという質問と、説明でも述べた市民の責務の部分の表現 責務としての「～します」ではなく「～に努めます」